県　章

滋賀県公報

令和８年（2026年）
１０　月　２２　日
号　外　（１）
木　曜　日

毎週火・金曜　２回発行

目　　次　（※印は、県例規集に登載するもの）

○　条　　例

※滋賀県地域未来基金条例（企画調整課）　3
※滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例（財政課）　3
※滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例（財政課）　4
※滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（ＤＸ推進課）　5
※滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例（中小企業支援課）　5
※ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例（交通まちづくり政策課）　6
※滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例（環境政策課）　6
※滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院事業庁）　6

公布された条例のあらまし

○　**滋賀県地域未来基金条例**（条例第41号）

１　将来にわたって豊かな暮らしを持続的に享受することができる地域社会の実現に向け、地域資源を活用した多様な産業の振興および雇用の機会の創出に資する事業の推進を図るため、滋賀県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置することとしました。（第１条関係）

２　基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とすることとしました。（第２条関係）

３　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとしました。（第３条関係）

４　基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れることとしました。（第４条関係）

５　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとしました。（第５条関係）

６　知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとしました。（第６条関係）

７　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定めることとしました。（第７条関係）

８　この条例は、公布の日から施行することとしました。

○　**滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例**（条例第42号）

１　建築基準法に基づく事務手数料について、特定業務施設等誘導地区における建築物の容積率等に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料を新たに設定することとしました。（別表第43関係）

２　この条例は、この条例の公布の日または都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第23号）の施行の日のいずれか遅い日から施行することとしました。

○　**滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例**（条例第43号）

１　北部産業技術共創センター使用料に、新たに技術開発室および多目的室使用料を追加することとしました。（別表関係）

２　北部産業技術共創センター使用料のうち、機械試験機器、環境機器および工作機器の使用料の額を改定することとしました。（別表関係）

３　この条例は、公布の日から施行することとしました。

○　**滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第44号）

１　個人番号を利用することができる事務として条例で定める事務のうち知事が利用することができる事務から「生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの」を削除することとしました。（別表第１関係）

２　この条例は、公布の日から施行することとしました。

○　**滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例**（条例第45号）

１　産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。（第３条関係）

２　この条例は、公布の日から施行することとしました。

○　**ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例**（条例第46号）

１　景観法（平成16年法律第110号）の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。（第11条および第13条関係）

２　この条例は、この条例の公布の日または都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第23号）の施行の日のいずれか遅い日から施行することとしました。

○　**滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例**（条例第47号）

１　滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第５条の２から第52条までの規定が適用除外となる事業のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業を同条の規定による復旧復興（災害の復旧に限る。）の事業に改めることとしました。（第53条関係）

２　この条例は、この条例の公布の日または防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和８年法律第62号）の施行の日のいずれか遅い日から施行することとしました。

○　**滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第48号）

１　滋賀県立精神医療センターの病床数を104床に変更することとしました。（別表第１関係）

２　保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の２第２項第４号に規定する特定行為研修の受講料を新たに設定することとしました。（別表第３関係）

３　この条例は、令和９年３月31日から施行することとしました。ただし、２の規定は、同年４月１日から施行することとしました。

条　　例

滋賀県地域未来基金条例をここに公布する。

令和８年10月22日

滋賀県知事　三日月　大　造

滋賀県条例第41号

滋賀県地域未来基金条例

（設置）

第１条　将来にわたって豊かな暮らしを持続的に享受することができる地域社会の実現に向け、地域資源を活用した多様な産業の振興および雇用の機会の創出に資する事業の推進を図るため、滋賀県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第５条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月22日

滋賀県知事　三日月　大　造

滋賀県条例第42号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第43 ㉒ の２の３の項の次に次のように加える。

㉒の２の４	法第60条の４第１項第３号の規定に基づく建	160,000円

築物の容積率もしくは建築面積または同条第２項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	

付　則

この条例は、この条例の公布の日または都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第23号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月22日

滋賀県知事　三日月　大　造

滋賀県条例第43号

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表第５項を次のように改める。

５　北部産業技術共創センター使用料

(1) 技術開発室および多目的室使用料

ア　技術開発室　１平方メートル当たり　月額　1,800円

イ　多目的室　１室１時間につき　560円

(2) 機械繊維機器および機能材料機器使用料

区分	単位	金額
精密測定機器	１時間	最低 340 円 最高 1,400
機械試験機器	同	同 250 5,290
材料試験機器	同	同 340 1,630
微小観察機器	同	同 300 3,960
機械試料調整機器	同	同 300 740
環境機器	同	同 90 2,810
物理量測定機器	同	同 110 1,030
分析機器	同	同 440 4,410
物性評価機器	同	同 360 1,180
化学試料調整機器	同	同 90 3,070
工作機器	同	同 170 9,770
繊維試験機器	同	同 280 1,100
繊維加工機器	同	同 50 580

コンピュータシステム機器	同	同	390 4,050

注１　使用時間にこの表の単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

２　県外居住者の使用料は、この表に定める額の２倍に相当する額とする。

３　この表以外に特別に要する費用については、その実費を徴収する。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月22日

滋賀県知事　三　日　月　　大　　造

滋賀県条例第44号

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年滋賀県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表第１知事の項を次のように改める。

知事	特定個人番号利用事務（法第19条第８号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同じ。）

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月22日

滋賀県知事　三　日　月　　大　　造

滋賀県条例第45号

滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成29年滋賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第３号中「第２条第21項」を「第２条第22項」に、「同条第22項」を「同条第23項」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月22日

滋賀県知事　三　日　月　大　造

滋賀県条例第46号

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和59年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第11条第４項中「同条第７項各号」を「同条第８項各号」に改める。

第13条中「第16条第７項第11号」を「第16条第８項第12号」に改める。

付　則

この条例は、この条例の公布の日または都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第23号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月22日

滋賀県知事　三　日　月　大　造

滋賀県条例第47号

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第53条第１項第１号中「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改める。

付　則

この条例は、この条例の公布の日または防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和８年法律第62号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月22日

滋賀県知事　三　日　月　大　造

滋賀県条例第48号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第１滋賀県立精神医療センターの項中「123床」を「104床」に改める。

別表第３手数料の表に次のように加える。

保健師助産師看護師法（昭和23年法	共通科目		１人につき	458,000
	区分別科目	栄養に係るカテーテル管理	同	21,000

律第203号）第37条の２第２項第４号に規定する特定行為研修の受講料		（中心静脈カテーテル管理）関連		
		栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	同	63,000
		創傷管理関連	同	119,000
		栄養および水分管理に係る薬剤投与関連	同	64,000
		呼吸器（気道確保に係るもの）関連、呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連（侵襲的陽圧換気の設定の変更および人工呼吸器からの離脱に限る。）、動脈血液ガス分析関連、栄養および水分管理に係る薬剤投与関連（脱水症状に対する輸液による補正に限る。）、術後疼痛管理関連ならびに循環動態に係る薬剤投与関連（持続点滴中の糖質輸液または電解質輸液の投与量の調整に限る。）	同	326,000

付　則

この条例は、令和９年３月31日から施行する。ただし、別表第３の改正規定は、同年４月１日から施行する。

発行人・発行所　滋　賀　県　大津市京町四丁目１番１号